

(様式第3号の3)(第7条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

誓 約 書

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号に定める欠格要件

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 この法律、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。)
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件3の政令で定める法令

- ①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法
⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法
⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件8及び10の政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記欠格要件1から10のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)